

情報提供

那医発第 13 号
令和 5 年 4 月 4 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 白井和美



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「産業保健関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

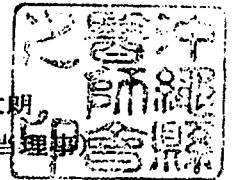
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖 医 発 第 1908 号 F
令 和 5 年 3 月 29 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城研太朗
(産業保健担当理事)



産業保健関係通知文の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、産業保健関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び、関係省令等の施行に伴い、職業病リストが改正され、MOCA にさらされる業務による尿路系腫瘍の追加、また、MOCA の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務として追加される等が示されたリーフレットが作成され、改正内容の周知を依頼するものとなっております。

本通知②は、令和 5 年 4 月 1 日に施行される労働安全衛生規則等の一部改正省令において、危険有害な作業を行う個人事業者に対する保護措置が強化されることから、その内容が示されたリーフレット（一人親方リーフレット）が作成され、改正内容の周知を依頼するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は本会文書映像データ管理システムでご確認くださいようお願い申し上げます。

記

- ① 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令、労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る周知について
(令和 5 年 3 月 6 日 日医発第 2239 号(健 I))
- ② 一人親方リーフレットの周知に向けたご協力をお願い
(令和 5 年 3 月 10 日 日医発第 2297 号(健 I))

沖縄県医師会業務 1 課:田畑
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
E-mail:g1@okinawa.med.or.jp



日医発第2239号(健I)

令和5年3月6日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会 長 松本 吉郎
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、
労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令、
労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先頃、健康管理手帳の交付対象に三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタンによる尿路系腫瘍が追加されました(令和5年1月25日付日医発第2007号)。

今般、本政省令等の施行にあたり、改めてリーフレットと併せて周知依頼が参りました。

つきましては、改正政令・省令の内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

【関連ページURL (厚生労働省HP)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30051.html



日医発第 2297 号 (健 I)

令和 5 年 3 月 10 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子

(公印省略)

一人親方リーフレットの周知に向けたご協力をお願い

令和 5 年 4 月 1 日より施行される労働安全衛生規則等の一部を改正する省令につきましては、令和 4 年 5 月 6 日付け日医発第 322 号 (健 I) をもって貴会宛に通知させていただいたところです。

改正省令では、作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化や、同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化等が含まれ、危険有害な個人事業者に対する保護強化が強化されます。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課では、省令の改正に関するリーフレット (一人親方リーフレット) を作成し、周知を行うことになりました (委託先: みずほリサーチ&テクノロジーズ)。

つきましては、本内容の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。